

令和5年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

令和5年〇月

北本市

令和5年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例(平成 18 年 7 月 1 日施行)に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第 1 部・第 2 部構成からなる報告書です。

第 1 部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第 2 部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、令和4年度における第五次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

目 次

第 1 部 北本市の男女共同参画の推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の進行	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の登用率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等観	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 社会の男女平等で重要なこと	8

第 2 部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第五次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	11
2 第五次北本市男女行動計画の事業の推進状況	13
(1) 総括	13
(2) 一覧(男女共同参画の推進に関する事業の推進状況評価シート)	18

資 料	42
-----------	----

第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

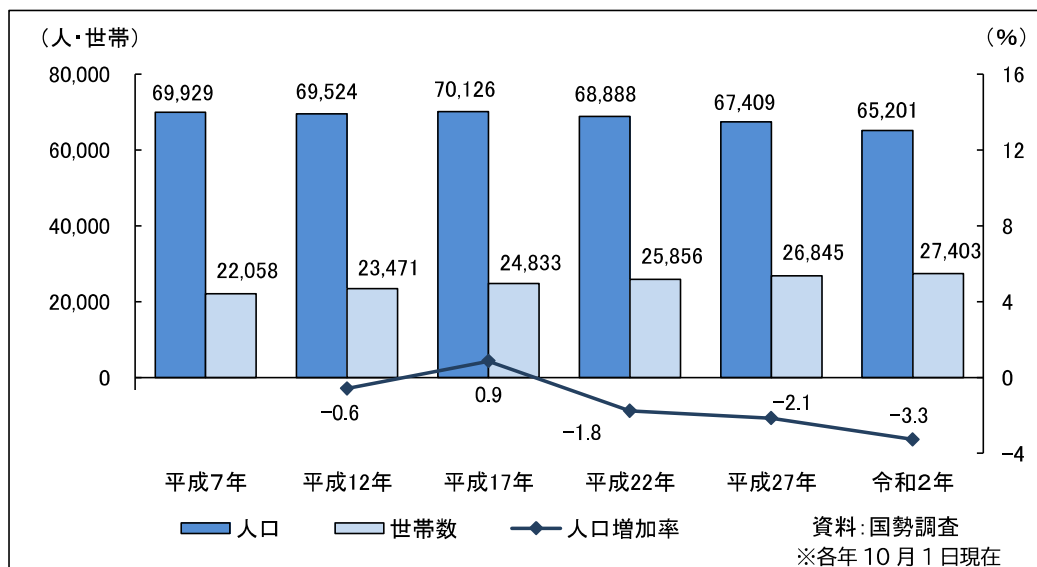
1 社会環境の状況

(1) 人口の推移

国勢調査によると、令和2年10月1日現在の北本市の人口は65,201人、世帯数は27,403世帯で、一世帯あたりの人員は2.3人となっています。

平成7年までは、人口増加率10%前後と人口が増加傾向にありましたが、その後、横ばいとなり、平成17年以降は微減が続いています。一方、世帯数は増加しています。

本市の人口・世帯数の推移

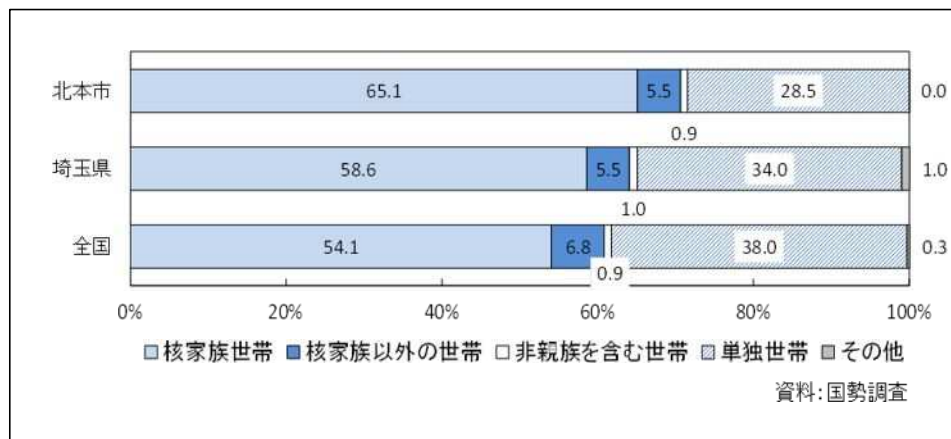


(2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が65.1%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は28.5%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（令和2年）



本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「核家族以外の世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、平成22年度以降、「母子世帯」の比率は微減しており、世帯数も減少傾向にあります。一方で、「父子世帯」は平成22年度から平成27年度にかけて比率、世帯数ともに微減したものの、その後横ばいとなっています。

本市の一般世帯数の推移

		合計	核家族世帯	核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯	その他	(再掲) 母子世帯	(再掲) 父子世帯
令和 2年度	世帯数	27,378	17,824	1,519	236	7,797	2	298	49
	構成比 (%)	100.0	65.1	5.5	0.9	28.5	0.0	1.1	0.2
平成 27年度	世帯数	26,822	18,088	1,838	186	6,710	0	365	49
	構成比 (%)	100.0	67.4	6.9	0.7	25.0	0.0	1.4	0.2
平成 22年度	世帯数	25,847	18,035	2,128	220	5,464	0	421	66
	構成比 (%)	100.0	69.8	8.2	0.9	21.1	0.0	1.6	0.3

※一般世帯…世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

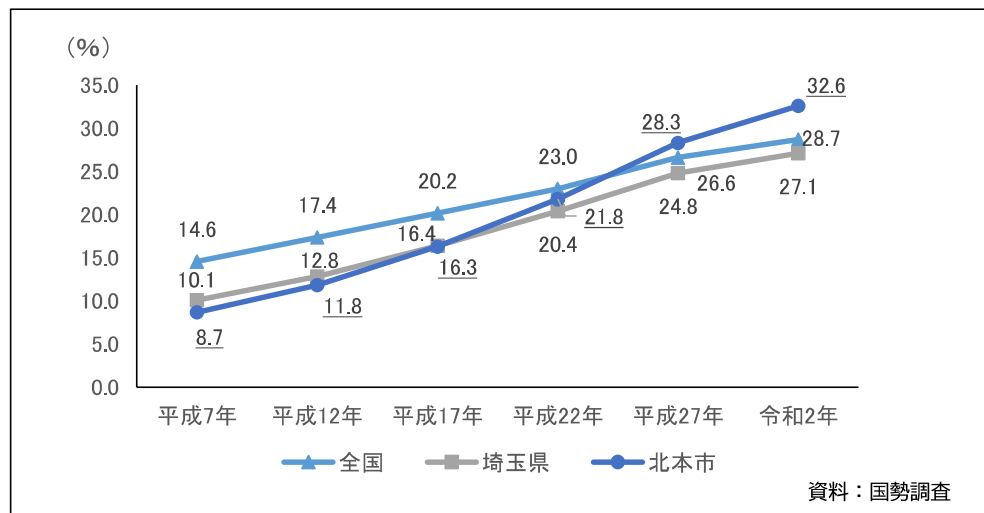
資料：国勢調査

※非親族を含む世帯…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

(3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。平成 27 年には全国平均を上回ると、令和 2 年度には本市の高齢化率は32.6%となり、全国・県と比較して高齢化が進んでいます。

高齢化率の推移

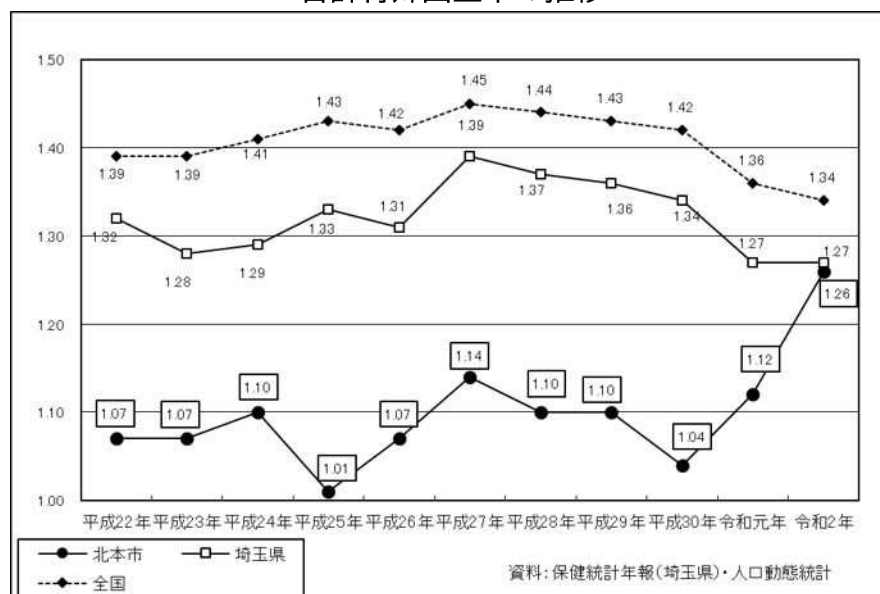


※高齢化率・・・65歳以上の人口が全人口に占める割合

(4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。平成 30 年は、全国・県・市いずれも、前年度より減少していますが、本市においては令和元年より増加に転じ、全国・県との差が縮小しています。

合計特殊出生率の推移

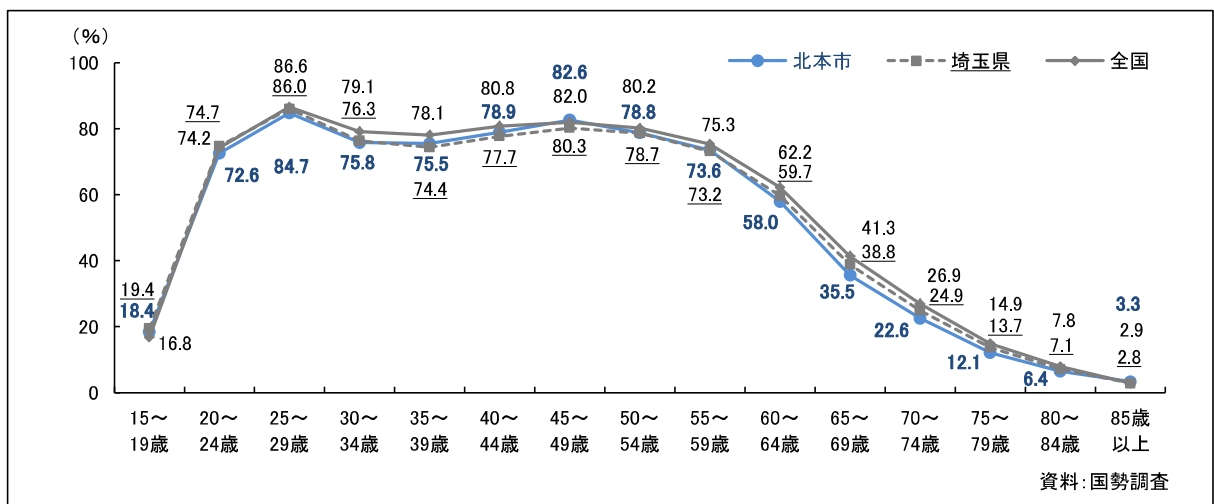


(5) 女性の年齢別労働力率

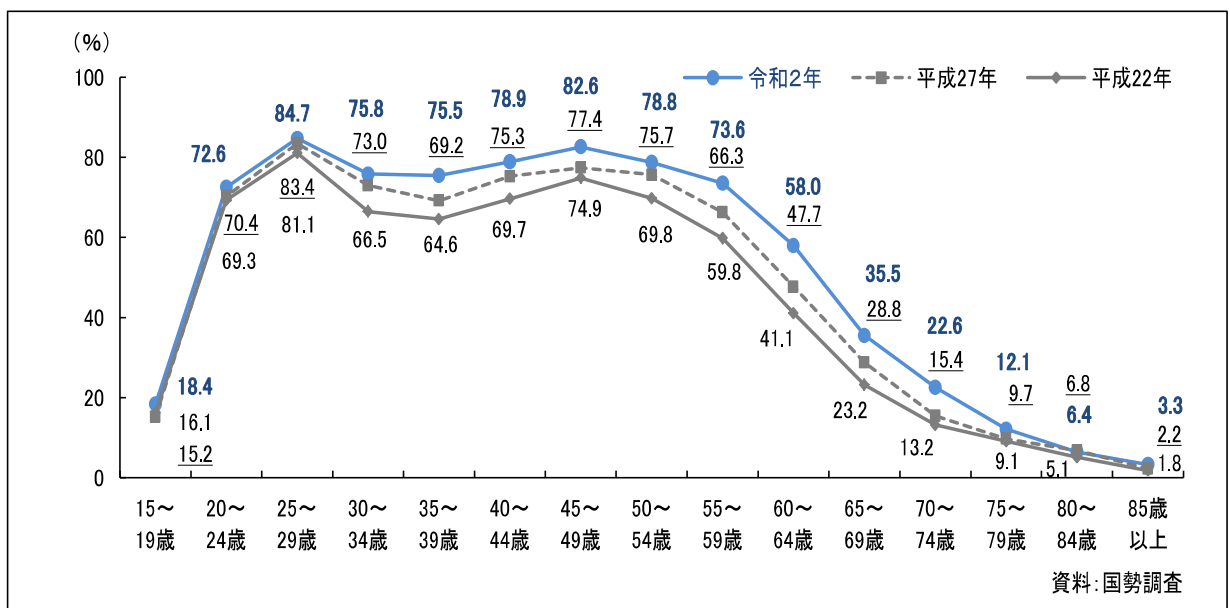
日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる30歳代では、女性の労働力率が落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の状況をみると、令和2年の35～39歳の労働力率は75.5%、40～44歳の労働力率は78.9%となっており、埼玉県と比べ若干高い水準となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成27年より令和2年で労働力率が上がっています。

女性の年齢別労働力率（令和2年）



女性の年齢別労働力率（経年比較）



（６）審議会等の委員における女性の登用率

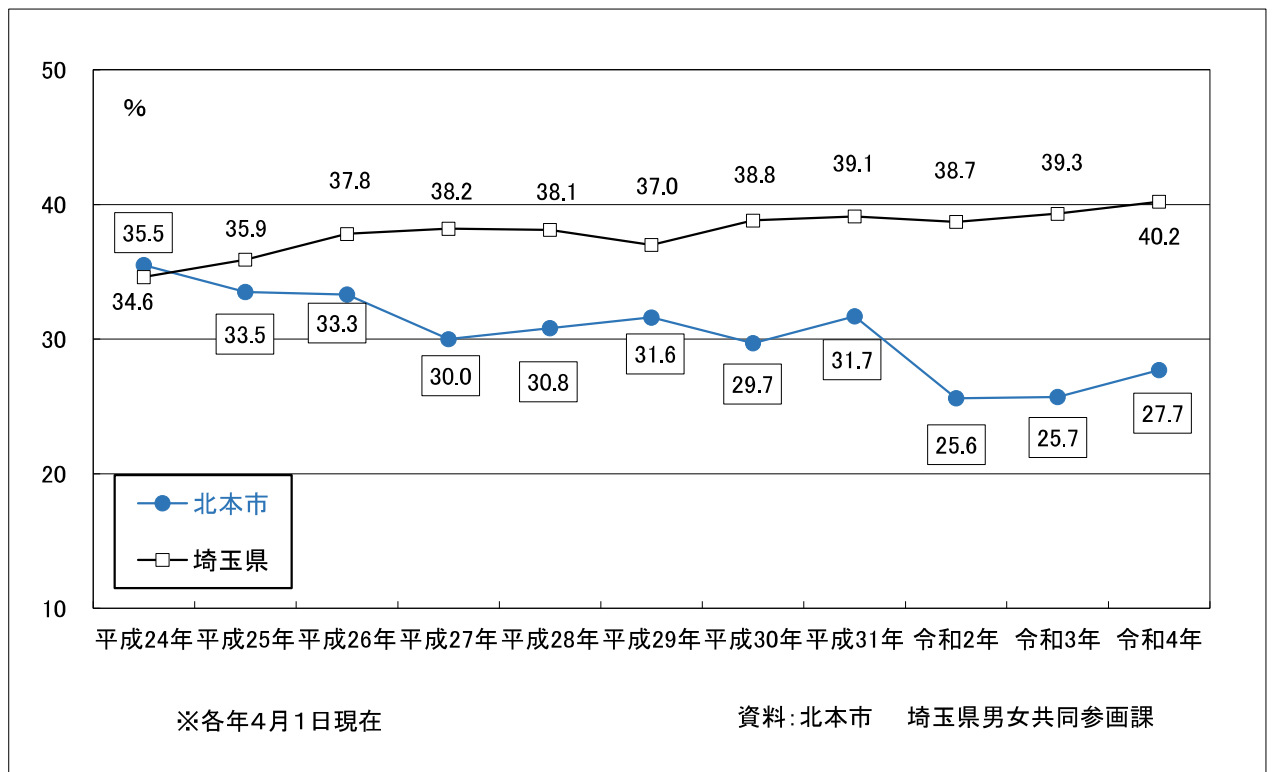
政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条第3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成24年度の35.5%をピークに減少傾向が続いた後、平成27年度以降はほぼ横ばいでしたが、令和2年度には25.6%と減少しました。

委員の選出方法が、関係団体からの推薦、選挙などによって選出する形態の審議会・委員会等が多く、男女の比率を調整することが難しい状況ではありますが、第五次計画でも、女性の比率の数値目標40.0%を引継ぎ、達成に向けて取り組んでいきます。

審議会等の委員における女性登用率推移

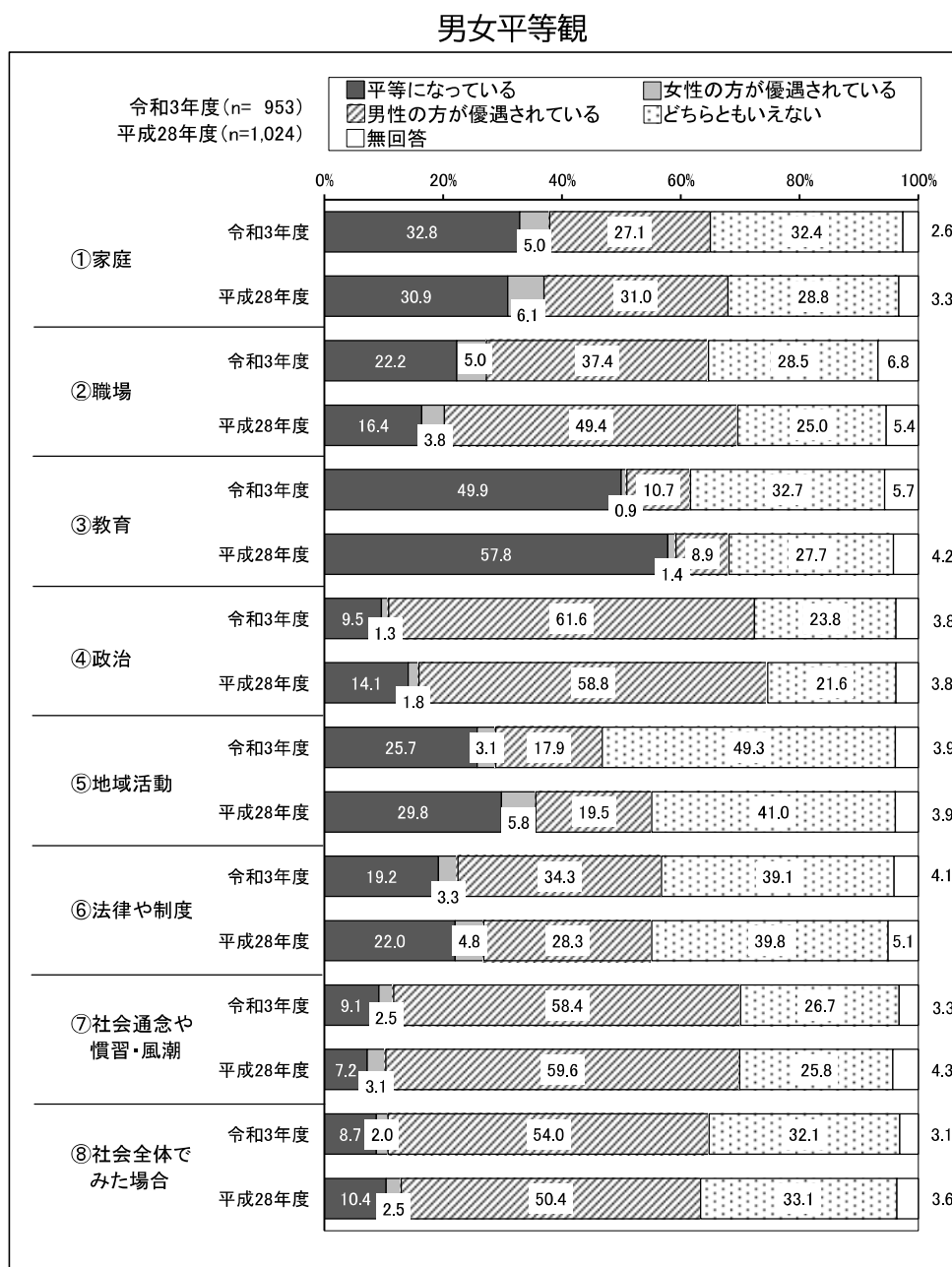


2 男女共同参画に関する意識

(1) 男女平等観

様々な分野における男女平等観については、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が49.9%と、半数に近い値となっています。

しかしながら、【政治】、【社会通念や慣習・風潮】、【社会全体でみた場合】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】や【法律や制度】では50%に近い高い割合となっています。



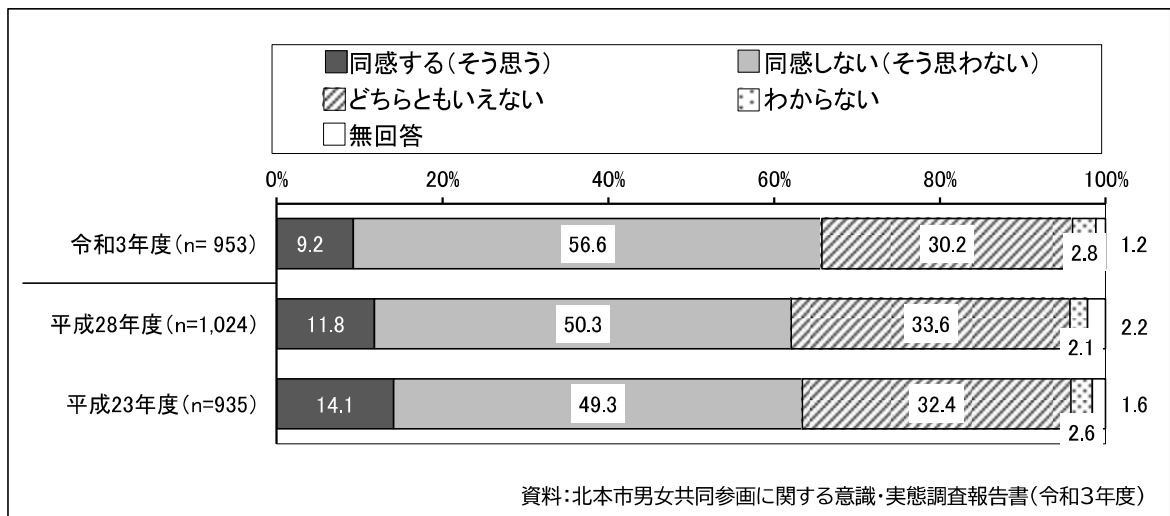
資料：北本市男女共同参画に関する意識・実態調査報告書（令和3年度）

(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(56.6%)が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は9.2%となっています。

前回調査(平成 28 年度、50.3%)と比較すると、「そう思わない」は 1 ポイント増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成 28 年度、11.8%)から 2.6 ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

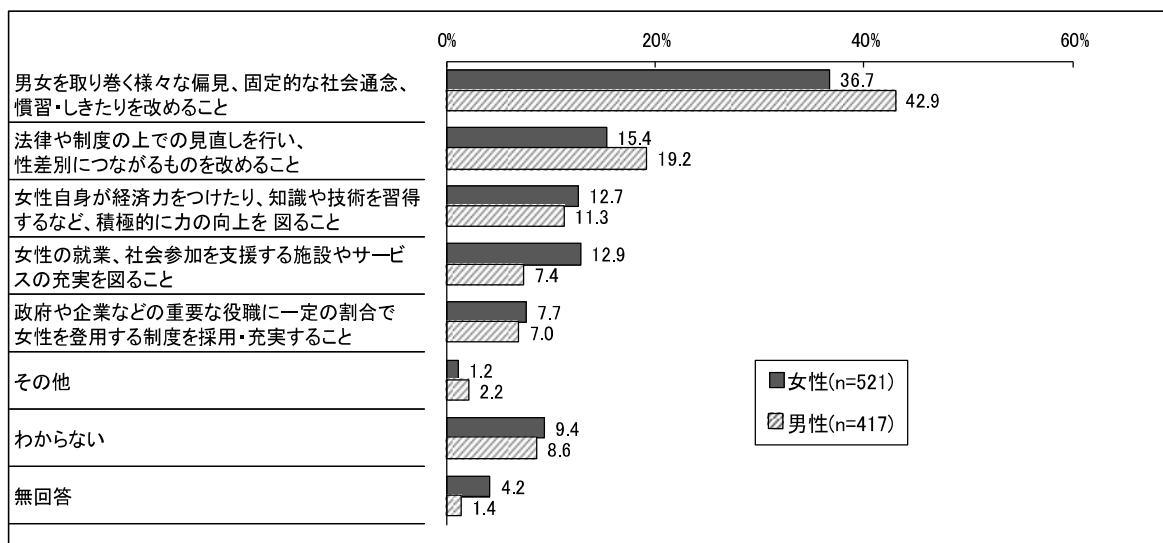


(3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」で約 4 割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が 5.5 ポイント高くなっています。

社会の男女平等で重要なこと



資料：北本市男女共同参画に関する意識・実態調査報告書（令和3年度）

第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第五次北本市男女行動計画の推進

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度までの 5 年間とします。

(2) 計画の概要

基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

家庭や学校教育の場、働く場や地域社会等あらゆる分野において、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持って行動することができるよう、意識啓発や広報活動、男女共同参画の視点に立った教育の推進を行います。

2 男女がともに活躍できる環境づくり

経済分野や意思決定の場における女性の活躍推進に向けて、多様な働き方への支援やあらゆる意思決定の場における女性の登用を促進します。

また、働きやすい職場環境の整備に向けた企業への働きかけを行うなど、男性も働きやすく、家庭生活等へ積極的に参画できる基盤整備を行います。

3 心豊かな生活の基盤づくり

男女がともにあらゆる分野に参画し、生涯にわたって心豊かな生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた子育て・介護サービスの充実や、男女がともに子育て・介護を担うための講座の充実等に努めます。

また、妊娠や出産の自己決定権等に関する生命と性の尊重の意識づくりの普及を行うとともに、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、支援を必要とする人が、それぞれの能力を発揮し、安心して暮らすことができる環境の整備を行います。

4 あらゆる暴力の根絶

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶に向けて、身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力等、性別や年代を問わず、あらゆる暴力を暴力として認識するための知識の普及に努めます。

また、実際に被害を受けた人が安心して相談でき、適切な支援につなげることができるよう、相談体制の充実や緊急避難体制の確保、自立のための支援体制の強化に取り組めます。

5 男女共同参画の推進体制の強化

本計画の推進に向けて、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた共通の認識を持ち、様々な立場から取組を展開することができるよう、市、市民、事業者及び民間団体等との連携強化に向けた情報共有や人材の育成に取り組めます。

また、庁内推進体制の強化に向けて、すべての職員が男女共同参画の重要性を認識することができるよう、研修の実施に加え、女性の管理職登用や男性の育児休業取得を促進するなど、庁内における男女共同参画の推進に取り組めます。

(3) 施策体系

基本目標	基本的な課題
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり
2 男女がともに活躍できる環境づくり 【北本市女性活躍推進計画】	1 働く場における男女共同参画の推進 2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進
3 心豊かな生活の基盤づくり	1 ワーク・ライフ・バランスの推進 2 安心して暮らせる環境整備
4 あらゆる暴力の根絶 【北本市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画】	1 暴力の根絶のための意識啓発 2 相談体制の充実 3 暴力被害者の保護・支援
5 男女共同参画の推進体制の強化	1 計画の総合的な推進体制の充実

施策の方向性

- ① 男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

- ① 経済分野における女性の活動支援
- ② 男女がともに働きやすい職場環境の整備

- ① 政策・意思決定の場における女性の参画促進
- ② 防災・防犯分野における男女共同参画の推進

- ① 男女がともに取り組む子育て・介護への支援
- ② 仕事と家庭生活の両立支援

- ① 誰もが地域で生き生きと暮らすための支援
- ② 生命と性の尊重の意識づくり

- ① 意識啓発・広報の充実
- ② 地域における暴力防止対策の推進

- ① 相談体制の充実

- ① 被害者の安全確保・緊急避難体制の確保
- ② 被害者の自立支援

- ① 庁内における男女共同参画の推進
- ② 庁内推進体制の充実
- ③ 計画の進行管理
- ④ 調査研究・情報の収集と提供
- ⑤ 国・県・市民・団体・事業者等との協働

2 第五次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第五次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の令和4年度の実施状況は以下のとおりです。

(1) 総括

第五次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき、各課が事業の進捗状況の評価をしています。なお、新型コロナウイルスにより中止となった事業については評価対象から除外しています。

＜評価基準＞ A…計画どおり達成
B…概ね達成
C…達成半ば
D…不十分
E…未実施

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	6	10	0	0	0	16
総事業数 に占める 割合	37.5%	62.5%	0%	0%	0%	100%

主な事業として、啓発紙の発行や講座の開催、学校での男女平等教育、人権意識の高揚のための事業等を実施しています。

広報紙やホームページを活用した広く一般への啓発、学校での男女平等教育や生徒への啓発、保護者を対象とした家庭学級の開催など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

また、人権啓発資料を発行し、市内全戸に配布することにより、人権意識の高揚を図っています。

意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

基本目標２ 男女がともに活躍できる環境づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	1	14	5	1	0	21
総事業数 に占める 割合	4.8%	66.6%	23.8%	4.8%	0	100%

主な事業として、経済分野における女性の活動支援、男女がともに働きやすい職場環境整備、防災・防犯分野における参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

政策や意思決定の過程である審議会等では、女性委員の割合を40%とする目標値を定め、意思決定の場に女性が積極的に参画できるよう努めていますが、目標達成には至っていない状況です。引き続き、審議会等における女性の登用状況を把握し、政策・意思決定過程への女性の参画を進めます。

また、防災分野において女性等のニーズを反映した対策を進めるため、北本市地域防災計画において女性や災害時要支援者等に対し配慮するよう定めており、避難所における対応職員は必ず1人女性を配置しています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、職場環境整備のための支援等を継続して行っていきます。

基本目標３ 心豊かな生活の基盤づくり

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	5	27	1	0	0	33
総事業数 に占める 割合	15.2%	81.8%	3.0%	0%	0%	100%

主な事業として、ワーク・ライフ・バランス推進のための子育て支援や介護支援、誰もが安心して暮らすためにひとり親家庭・高齢者・障がい者・LGBTQ(性的マイノリティ)への支援、ライフステージに合わせた女性の健康づくりに関する支援等を実施しています。

仕事と家庭生活の両立支援としては、ステーション保育事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業を実施し、地域で働く女性を支援しています。勤務形態の多様化に伴う休日保育の需要への対応等、新たな課題も発生しています。

ひとり親家庭に対しては、父又は母が就職に有利な資格を取得するため修学している間、高等職業訓練促進給付金等を支給し、生活の負担の軽減を図ることによって、就労を支援しています。また、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすために、権利擁護の支援や相談事業等を実施するとともに、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会に関する理解を深めるため、市民向けの講座を開催しました。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続き、きめ細かな取組が必要です。

基本目標4 あらゆる暴力の根絶

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	12	13	2	0	0	27
総事業数 に占める 割合	44.4%	48.2%	7.4%	0%	0%	100%

主な事業として、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

近年、DV被害者の相談内容は複雑化し、様々な問題を抱えているケースが多く、DV支援担当課だけでは対応が難しい状況にあります。よって、有事に対応できるよう、庁内各課との連携体制を整えました。また、「暴力は決して許されるものではない」との認識を広げ、暴力が根絶することを目指し、パネル展の開催、全職員の名札にパープルリボンの貼付、パープルリボンをモチーフにしたタペストリーの作製、市内事業所との共催によるパープルライトアップ事業、新成人へデートDVパンフレットの配布等様々な啓発に取り組みました。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶のため、引き続き啓発を行っていきます。

基本目標 5 男女共同参画の推進体制の強化

評価	A	B	C	D	E	計
事業数	8	7	1	0	0	16
総事業数 に占める 割合	50.0%	43.7%	6.3%	0%	0%	100%

主な事業として、計画の総合的な推進に向け、事業の進捗状況の把握と評価を行い、年次報告書としてとりまとめました。年次報告書は、市ホームページでも公表しています。

北本市役所の男性職員の出産又は育児に係る休暇等の取得状況については、令和3年度は、配偶者出産休暇取得者が4人、育児参加のための休暇取得者が4人、育児休業取得者は2人でした。令和4年度は配偶者出産休暇取得者が3人、育児参加のための休暇取得者が0人、育児休業取得者は5人でした。引き続き、男性職員が育児休業等を取得しやすいよう、男性自身の固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

(2)一覧(男女共同参画の推進に関する事業の推進状況評価シート)

基本目標Ⅰ【男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり】

1-1 男女共同参画に関する教育・啓発や意識・気運づくり

1-1-①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する講座や啓発活動の推進	男女共生塾の開催	男女共同参画についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を進める。 男女共同参画の専門的な講座はWith Youさいたままで開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する。	令和5年3月12日(日)に外部講師を招聘し、文化センターにおいて、出産・育児をはじめとする様々なライフイベントによる貧困に不安を抱える人が、金融リテラシーについて学べる講座を開催し、10人の市民等が受講した。	A	引き続き、男女共同参画社会の実現に向けての意識づくりを推進するため、市民に親しみやすいテーマの講座を開催する。	人権推進課
	男性に向けての男女共同参画の啓発	講座や広報紙等を通じて、男性にとっての男女共同参画についての啓発を行う。	編集協力員との協働により株式会社矢口造園へ取材を行い、男女共同参画情報紙「シンフォニー」を作成し、広報さたまと1月号に合わせて全戸へ配布した。今年度は、「男性の育児休業」について記事を作成し、男性に向けて啓発を図った。	A	男性がより興味を持てるような講座の開催や情報紙の発行を推進する。	人権推進課
	男女共同参画に関する講座や啓発活動の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	市ホームページへの掲載および6月23日(木)～6月29日(水)に開催した男女共同参画推進パネル展での掲示において、北本市男女共同参画推進条例等の周知を図った。	B	情報発信媒体及びイベント開催等、様々な機会を通じて引き続き周知を図っていく。	人権推進課
	男女共同参画コーナーの充実・利用促進	男女共同参画推進拠点施設の充実及び利用促進を図る。	庁舎2階に開設している男女共同参画コーナーにおいて、男女共同参画に関する書籍やチラシ等を配架し、市民に対する情報発信を行った。また、男女共同参画コーナーについて、市ホームページへの掲載を行い周知を図った。	B	認知度を高めるため、周知方法を検討し、男女共同参画コーナーの周知を拡大する。	人権推進課
	男女共同参画推進パネル展の開催	男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	6月23日(木)～6月29日(水)に文化センターエントランスホールで開催し、多様な性について紹介するパネル展、北本市男女共同参画推進条例、北本市男女行動計画等の啓発を行った。	A	パネル展の開催テーマについては、社会の動向に配慮の上検討し、引き続き男女共同参画社会の重要性について啓発を図る。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
広報紙・ホームページ等による男女共同参画に関する広報活動の推進	市の刊行物等における男女共同参画の視点の徹底	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものを、職員の意識啓発を行う。	県作成の「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を各部署に周知し、男女共同参画の視点に基づき刊行物等を作成するよう職員に啓発を行った。	B	様々な機会や方法により、引き続き職員の男女共同参画に対する意識の向上に向けた啓発を図る。	人権推進課
	「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	公募を経て委嘱した4人の編集協力員と、協働により原稿を編集の上、24,000部作成し、広報きたもと1月号とあわせて全戸に配布および市ホームページに掲載した。	A	掲載内容について、社会の状況に対応したものとするよう引き続き考慮した上で作成を行い、市民の男女共同参画に対する意識の向上を図る。	人権推進課
	広報紙やホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	男女共同参画情報紙「シンフォニー」及び市ホームページに男女共同参画に関する記事を掲載し周知した。 男女共同参画に関する各イベント等の情報について、市SNS、市ホームページおよび広報きたもとに随時掲載した。	A	男女共同参画社会の実現の重要性についてさらなる周知を図れるよう方法等の検討を進める。	人権推進課
	広報紙やホームページを通じた家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的な人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	2月に人権教育啓発資料「ふれあい」及び人権教育推進委員会広報「けやき」を発行し、市内全戸に配布した。人権尊重社会の推進と意識の高揚を重視し、男女共同参画社会実現に向けて、広く市民への意識啓発に努めた。	B	今後も、男女共同を意識した人権啓発を継続的に進めていくための手法について、検討が必要である。	生涯学習課
団体や個人に向けた男女共同参画意識の高揚	表彰制度の整備	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等を表彰する制度の整備について検討する。	男女共同参画を推進する事業者を、北本市男女共同参画推進者として認証する制度として整備した。	A	改正された北本市男女共同参画推進者認証制度について、周知を行う。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

1-1-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないことなどを通して、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	男女分け隔てなく「さん」付けで呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育んだ。	B	形式的なものだけでなく、男女平等の意識について、指導する教師側の意識をさらに高めていく。	学校教育課
	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基盤づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒の発達段階に応じた指導について、各中学校区の教員間で共通理解を深めることができた。	B	男女平等の意識の下、さらに教職員間の共通理解を図りながら指導にあたっていく。	学校教育課
保護者や教職員への啓発活動	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	児童生徒を適切に指導しなければならない教職員自らが、男女平等に関する正しい理解と人権感覚を身に付けることができた。	B	新採用教員や経験の浅い教員の増加に伴い、教職員研修をより一層充実させる必要がある。	学校教育課
	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	小・中学校での男女平等に関する取組を学校だよりやホームページを通して伝えた。また、学校行事等で保護者に対して依頼や啓発を行った。	B	保護者の意識の現状や、啓発状況を確認することが難しい。	学校教育課
社会的・文化的な固定観念にとらわれないキャリア教育の推進	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	新型コロナウイルス感染症対策を講じながら中学生キャリアチャレンジ事業を実施した。男女がお互いを尊重しながら助け合うことで社会が構築されていることを実感させることができた。	B	キャリアパスポート等を活用しながら、発達段階に応じた継続的な指導方法の工夫が必要である。キャリア教育推進委員会で、各学校の取組を共有し、共通理解を深める必要がある。	学校教育課
国際的な視点を持った男女共同参画の推進	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	男女平等に関する活動等の啓発を行うとともに、教職員の指導力を向上させるための情報提供や研修を計画的に実施した。	B	今後さらに伝統・文化、そして多様な性や考え方を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進を図るための方策を検討していく。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

基本目標Ⅱ【男女が共に活躍できる環境づくり】

2-1 働く場における男女共同参画の推進

2-1-①経済分野における女性の活動支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
経済分野における女性の活動支援	経済分野における女性の活動支援に向けた意識啓発	起業、経営をはじめとする経済分野における女性の参画の重要性を情報紙やホームページ等を通じて啓発し、女性の経済分野への参画を促進する。	国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーにチラシ等を配架して、随時周知を行った。また、市ホームページで「県働き方改革ポータルサイト」の紹介を行い、女性の経済分野への参画を促進するための周知を行った。	B	国、県及び市が企画又は発信する情報を積極的に市ホームページ等に掲載し、経済分野における女性参画を促進する情報をより一層周知する。	人権推進課
	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	県の要項に基づき、地域において積極的に農業経営に従事し、農業における男女共同参画を推進している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として認定するよう推進した。	C	女性農業者視察研修は参加者が固定しており、新たな参加者を増やすため農業関係団体等に制度に関する情報提供を行い、女性農業者が積極的に参加できるよう周知を行う。	産業観光課
	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会への事業費の助成を通して、同会女性部の広報発行等の活動の支援を行った。	B	商工会等と連携しながら、固定的な役割分担意識の解消に向けた取組の検討を進める。	産業観光課
多様な働き方の実現に向けた支援	女性の起業・再就職支援	女性の再就職や起業のための情報提供や多様な働き方についての啓発を行う。	国や県が主催する市民又は企業向けの講座等の開催情報について、男女共同参画コーナーにチラシ等を配架して、随時周知を行った。また、市ホームページで「県働き方改革ポータルサイト」の紹介を行い、女性の経済分野への参画を促進するための周知を行った。	B	引き続き、女性の起業及び再就職支援に関する情報提供等を行う。	人権推進課
	女性の起業・再就職支援	商工会と連携した相談体制により支援を行うとともに、起業に関する支援制度や講座、相談窓口等についての情報提供を行い、起業をめざす女性を支援する。また、女性の再就職についての講座の情報や相談窓口の情報提供を行う。	商工会と連携した相談体制により創業支援を行ったとともに、国や県からのパンフレット等を課内に備え、女性の起業支援について広報及び周知を図った。埼玉県との共催で在宅ワーカー育成(WEB)セミナーを実施し、女性の再就職支援を行った。	B	商工会との連携がやや不足しているため、連携を強化する必要がある。講座等へ、より女性が参加しやすいするための工夫、周知方法の検討が必要である。	産業観光課
	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のため引き続き相談業務を週2回実施し、女性の社会参加を支援した。求人数は166件、求職件数は106件、就職件数は5件であった。	B	就職者の増加を図るため、求人登録事業者の拡大による就労機会の増加を図り、市民ニーズに応える必要がある。	産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人情報の提供を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施。	内職に関する求人情報の提供と相談業務を週2回実施し、家庭にいながらも社会に参加する女性への支援を行った。相談件数は40件、求職件数は18件、内職あっせん件数は4件であった。	B	内職を委託する登録事業者の拡大により就労機会の増加を図り、求職者の要望に応じていくことが求められる。	産業観光課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

2-1-②男女がともに働きやすい職場環境の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
各種法制度の周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法等、法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県からの法改正の情報収集や制度周知のパンフレット等を課内に備え、広報及び周知を図った。	B	女性の社会進出のための国や県の政策や制度改正等を、遅れることなく広報及び周知していくことが求められる。	産業観光課
	パートタイム労働法の啓発	パートタイム労働法を周知、啓発することでパート労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多いため、法の周知を図る。	市役所の情報コーナーに、リーフレットの配架を行い、被害を最小限に抑えられるよう啓発を行った。	B	市役所の情報コーナーに、リーフレットの配架を行い、被害を最小限に抑えられるよう啓発を行う。	産業観光課
	北本地区埼玉県労働セミナーの充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	埼玉県と共催でYouTubeを活用し、オンライン労働セミナー「労働法基礎セミナー」と「ワーク・ライフ・バランスの実現」の2つ開催した。労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知・啓発を図った。	B	人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なトピックを選定し広く周知することが必要であると考ええる。	産業観光課
	男性の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	国や県からの法改正の情報収集を行い、育児・介護休業法の改正について広報、ホームページを通じて周知を図った。送付されたリーフレットを市役所の情報コーナーに配架した。	B	国や県からの法改正の情報収集を行い、育児・介護休業法の改正について広報、ホームページを通じて周知を図る。送付されたリーフレットを市役所の情報コーナーに配架する。	産業観光課
経営者や管理職者への理解促進	両立支援制度の周知	労働講座や啓発資料の配布などを通じて、事業主に対して仕事と家庭の両立支援制度の周知を行う。	埼玉県と共催で7月14日(木)～3月17日(金)にYouTubeを活用し、オンライン労働セミナーを開催した。労働契約の締結・就業規則、労働条件(賃金、労働時間、休日・休暇)のルール、様々なトラブル事例と対処法に関する情報の周知を図った。	B	人々の興味関心が強く、かつ全ての労働者が安心して働ける職場づくりに効果的なトピックを選定し広く周知することが必要であると考ええる。	産業観光課
	経営者、管理職を対象とした研修会の実施【新規】	経営者や管理職を対象に、育児・介護休業の取得促進等、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	埼玉県と共催で7月14日(木)～3月17日(金)にYouTubeを活用し、オンライン労働セミナーを開催した。労働契約の締結・就業規則、労働条件(賃金、労働時間、休日・休暇)のルール、様々なトラブル事例と対処法に関する情報の周知を図った。	B	引き続き、従業員が働きやすい職場環境の促進に向けた研修会を実施する。	産業観光課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
各種ハラスメントの防止	各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、職員が働きやすい環境整備を支援する。	ハラスメント防止研修を実施したほか、彩の国さいたまひとづくり広域連合が実施する新規採用職員向け研修の中で、公務員倫理について研修を実施した。	A	引き続き研修を実施することで、ハラスメント防止に向けた啓発を行う。	総務課
	各種ハラスメント防止に向けた啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配架し、周知及び啓発を図った。 埼玉県と共催で7月14日(木)～3月27日(金)にYouTubeを活用し、オンライン労働セミナーを開催し、様々なトラブル事例と対処法に関する情報の周知を図った。	B	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシ配架等を通じて、周知及び啓発を図る。	産業観光課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

—…新型コロナウイルスの影響により中止

2-2 あらゆる分野の意思決定における男女共同参画の推進

2-2-①政策・意思決定の場における女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布した。また、調査照会時と年度末に、政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう周知を行った。	C	引き続き調査結果を報告書としてまとめて庁内に配布し、政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう周知することで、審議会等への女性の登用率を高めるよう取り組む。	人権推進課
	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を持って審議することによってあらゆる角度からの意見等を反映する。	審議会等への女性の登用に関する調査を実施し、その報告書を庁内に配布するとともに、政策及び方針決定過程への女性の参画を推進するよう周知を行った。	C	審議会等では団体推薦により委員を選出するため、委員等の男女比率に偏りが生じる場合があるが、女性の登用率の向上を推進するよう庁内への周知等を図る。	人権推進課
自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	自治会活動におけるリーダー的役割への女性の参画促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の活動においては、女性の参加が見られるものの、単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるよう環境づくりを進める。	自治会への加入の促進や自治会活動の推進を図った。	D	地域の総意で選出される自治会長の女性就任は依然として少ない状況が続いているため、研修会の機会を通して啓発活動に努める。	くらし安全課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

2-2-②防災・防犯分野における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
日常的な地域防災活動への支援	自主防災組織における男女共同参画の推進	地域防災組織の結成と育成を図る。また、自主防災組織に対し、防災対策における男女のニーズの違いや女性・乳幼児・高齢者等への配慮の必要性など、男女共同参画の視点の必要性について啓発に努める。	例年、防災訓練打ち合わせや区長説明会において、自主防災組織役員へ男女ともに選任することの重要性について周知しているが、R4年度においてはコロナ禍により実施できなかった。	-	会議以外の機会に周知が必要である。	くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防災体制の整備	女性に配慮した災害対応、復興対応の検討	災害対策及び復興対応において、女性のニーズを反映した対策を進めるため、男女共同参画の視点から検討を行う。	3名配置している避難所対応職員のうち1名は女性職員を配置した。	B	引き続き、男女のバランスに配慮した配置とする。	くらし安全課
	男女共同参画の視点に立った避難所運営の検討【新規】	避難所運営ゲーム(HUG)を用いた講座の実施などを行う。	例年、年1回程度の訓練を実施してきたが、コロナ禍により実施できなかった。	-	HUG訓練は密になりやすいことから、コロナ禍における訓練実施が難しい。	くらし安全課
男女共同参画の視点に立った防犯体制の整備	防犯体制における男女共同参画の推進	地域防犯推進委員、自主防犯組織等の地域防犯組織の活動支援を行うとともに、犯罪の起こりにくい環境整備を進める。また、犯罪被害者への支援を行う。	自主防犯団体 総数120団体 自主防犯団体の組織設立の支援及び青パトによる防犯パトロールを実施した。 犯罪被害者に対する相談及び犯罪被害者支援センター窓口の紹介、犯罪被害者給付金等の教示等を実施した。	C	自主防犯組織の把握と新規設立の促進が停滞している。犯罪被害者支援に関しては、活動の周知と更なる広報が必要である。	くらし安全課
	防犯意識の高揚	警察や防犯協会と連携し、防犯指導や啓発活動を進め、防犯意識の高揚を図る。	警察等関係機関と連携して振り込め詐欺対策や街頭での街頭活動等を実施した。	C	振り込め詐欺の件数が増加していることや手口が多様化していることから重点的に啓発・防止を図っていく。	くらし安全課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

基本目標Ⅲ【心豊かな生活の基盤づくり】

3-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

3-1-①男女がともに取り組む子育て・介護への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女がともに取り組む子育てへの支援	保育所親支援事業の充実	子の育ちや子への関わりを学び、親としての自覚と自信を高め、家庭での養育力向上を図るため、保護者の保育参加を進める。	新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、施設内への立ち入りを制限していたため、保護者参加の行事は大幅に制限して実施するか、未実施となっている。	-	引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための対応しつつ、保護者の保育参加をいかに実現するかの検討を保育現場と調整をとり、行っていく。	保育課
	子育てパンフレットの発行	子育てに関する情報提供を行う。	「子育て応援ガイドブック」を児童館、子育て支援センター、小学校、幼稚園、保育園、認定こども園及び市役所窓口において、子育て世代向けに配布した。	B	子育て支援制度の改正に合わせ、随時更新していく。	子育て支援課
	マタニティセミナー、パパのためのお風呂の入れ方講習会	安心・安全な妊娠期間を過ごすとともに、出産後の育児について家族間で協力し合えるよう促す。	プレママセミナーを全6回実施し、26人が参加した。プレママ・プレパパセミナーを8回実施し118人が参加した。オンラインプレママセミナーを1回実施し、1人が参加した。	B	引き続き、男女が共に子育てに取り組めるよう、子育て世代包括支援センターを中心に支援を行う。	健康づくり課
	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	妊娠届出時・妊婦健康診査助成券交付時に全358部(妊娠届出数+転入数)配布した。	B	引き続き、父親の意識づくりのための啓発に努める。	健康づくり課
	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	運動会や体育祭などを土日に開催することで、父親を含めた保護者が参加しやすいようにした。しかし、新型コロナウイルス感染症対策のため、行事に参加できる保護者の人数制限や回数を減らさざるを得なかった。	B	多くの保護者がいずれかの学校行事に参加できるよう、土日に限らず、年間行事の曜日を工夫する必要がある。また、オンラインを効果的に活用する等、多くの保護者が学校行事へ参加できる仕組みづくりの検討を要する。	学校教育課
	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	7月30日(土)に南小で親子のふれあいを深めるペットボトル工作を実施し、子ども19人、大人23人が参加した。 10月20日(木)に東小で給食体験会を開催し、大人20人が参加した。 11月18日(金)に東小ワイヤークラフト講座を開催し、大人20人が参加した。	C	新型コロナウイルス感染症の流行で、事業の実施自体が困難であったため、参加者離れが課題となっている。男女共同参画を意識しつつ、まずは興味をもって参加してもらうための検討が必要である。	生涯学習課
	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	3月3日(金)に開催予定であったが、感染症の懸念等で申込人数が少なく中止とした。	-	新型コロナウイルス感染症の流行で、参加人数が少なく中止が続いている。男女共同参画を意識しつつ、まずは興味・関心を喚起させ、参加してもらうための企画創出を保護者等と協力しながら行う。	生涯学習課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女がともに取り組む介護への支援	認知症介護教室の開催	要介護者等の家族に介護知識や実際の介護方法についての普及を図る。	認知症サポーター養成講座を6回開催し、延べ155名が参加した。	B	男性参加者増加が課題であるため、講座への男性参加促進のための啓発を行う。	高齢介護課
	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	認知症サポーター養成講座にて介護への男性参加促進のための啓発を行った。	B	男性参加者増加が課題であるため、講座への男性参加促進のための啓発を行う。	高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	「家族介護教室」の名称で1回開催し、7名が参加した。	B	男性参加者増加が課題であるため、講座への男性参加促進のための啓発を行う。	高齢介護課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

—…新型コロナウイルスの影響により中止

3-1-②仕事と家庭生活の両立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える子育て環境の充実	保育所の整備	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	保育の利用希望に合わせ、可能な限り、必要な保育利用枠を確保した。	B	今後、保育利用枠の不足を見込まれる1歳児を中心に民間園への受け入れ枠の拡大を要請するとともに小規模保育施設の設置の可能性についても検討する。	保育課
	延長保育、乳児保育、一時保育事業	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	基本とされる1日あたり11時間を超えた延長保育、概ね生後6か月からの乳児保育、保育所を利用していない保護者のための一時保育を実施し、幅広い時間における保育ニーズや就労以外を理由とする保育ニーズへの対応した。	A	利用者調査において見直しについての具体的なニーズが見受けられなかったことから、現行サービスの維持に努める。	保育課
	病児、病後児保育事業	病気治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育を実施する。	東保育所で病後児保育事業、中丸保育園で体調不良児保育事業、北里メディカルセンターで病児保育事業を実施している。	A	利用者調査において見直しについての具体的なニーズが見受けられなかったことから、現行サービスの維持に努める。	保育課
	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	高尾保育園、深井保育所、東保育所、中丸保育園、緑の詩保育園及び北本東スマイルこども園を対象として、高尾保育園への委託により実施している。	B	令和元年度より対象施設を拡大した所、待機者が少なく止まっていることから、推移を確認して判断する。	保育課
	ファミリー・サポート・センター事業	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	児童館内においてファミリーサポートセンター事業を実施した。アドバイザーが市民の仲介をし、子育ての手助けをしたい協力会員と手助けしてほしい依頼会員との契約により事業を実施し、契約件数は1,478件であった。市民の相互協力により、地域での子育て支援を行い、保護者の就労及び家庭生活の安定を図った。	B	制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	学童保育事業	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る。	小学校就学児童のうち、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を、公設12室、民設2室において実施した。保護者の就労等に合わせ、小学校就学児童を保育し、健全な育成を図った。	B	利用人数に合わせた受け入れ体制の適正化を図るとともに、民設学童の利用促進を図る。	子育て支援課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域で支える介護サービスの充実	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(4箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	民生委員による65歳以上の独居、75歳以上の高齢者世帯等の状況把握の際に、利用案内を配布した。	B	地域包括支援センターの認知度が課題である。広報において他の高齢者支援のための事業とあわせて周知を進める。	高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	2月20日(月)に出前講座を開催し、介護保険制度の説明を行った。	B	啓発パンフレットでの周知だけではなく、実際に説明を行うことで更なる周知に努める。	高齢介護課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

—…新型コロナウイルスの影響により中止

3-2 安心して暮らせる環境整備

3-2-①誰もが地域で生き生きと暮らすための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	医療保険制度で医療機関にかかった場合に、原則として支払った医療費の一部を支給した。受給件数は、11,334件であった。	B	必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	児童扶養手当支給事業	母子世帯等の児童の心身の健全な成長に寄与するため、手当を支給し福祉の増進を図る。	父母の離婚又は死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもや、一定の障がいのある子を育てている人に支給した。支給件数は延べ6,195件であった。	B	必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭の母、父、児童または一人暮らしの寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支障がある家庭に対し、必要な家事等を支援するため、ヘルパーを派遣してひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	必要と思われる方に対し、ホームページや市役所窓口等で、制度案内を行った。利用件数は0件だった。	B	必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事、子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	必要と思われる方に対し、ホームページや市役所窓口等で、制度案内を行った。措置件数は0件だった。	B	必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	父子家庭の父又は母子家庭の母の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等技能訓練促進費等を支給する。	父子家庭の父又は母子家庭の母の就業に有利な資格の取得を促進するため、修学期間の一定期間等について、高等職業訓練促進費等を延べ66人に支給した。	B	必要とする人が利用できるよう、制度の周知徹底を図る。	子育て支援課
	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業	親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、就学援助を行った。また、制度の周知徹底のため、各家庭に通知を配布した。	B	必要な人に制度を利用してもらえるように、制度の周知徹底を図る。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
高齢者への地域生活の支援	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動等を行う。	介護予防の会を21回実施し、延べ190人参加した。若返り運動教室を2か所で5回開催し、延べ148人が参加した。高齢者学級を3回開催し、延べ51人が参加した。介護予防の必要性と啓発を行った。	B	新型コロナウイルス感染症影響下において、継続可能な介護予防事業を行うことが課題。	高齢介護課
	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	要介護認定申請時にパンフレットを配布した。新たに第1号被保険者となった方に介護保険ミニガイドを配布した。	B	介護保険制度を周知し、適切なサービスに繋がられるよう努める。	高齢介護課
	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	2月20日(月)に出前講座を開催し、介護保険制度の説明を行った。	B	啓発パンフレットでの周知だけではなく、実際に説明を行うことで更なる周知に努める。	高齢介護課
障がい者への地域生活の支援	障害者相談支援事業の実施	障がい者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。	障害者総合支援法に基づく相談支援事業を3事業所に委託し実施した。障がい者等からの電話相談、訪問相談等を受け、適切な助言や支援を行った。また、緊急時や困難事例等については、令和2年度に設置した基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携して対応した。	B	引き続き、基幹相談支援センター及び相談支援事業所と連携して事業を実施する。	障がい福祉課
LGBT(性的マイノリティ)への支援	LGBT(性的マイノリティ)への理解促進	LGBTへの理解を普及するため、広報紙やホームページを通じた普及に取り組む。	人権啓発リーフレット「しあわせはみんなの願い」において、LGBTQについても掲載を行い、それぞれ市ホームページへの掲載及び広報きたもとにあわせた全戸配布を行った。	A	広報紙や市ホームページ等で啓発を行うほか、男女共同参画推進者登録制度を改定して、LGBTQへの理解を推進する事業所を認証する制度も追加することで、LGBTQへの理解を促進する。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

3-2-②生命と性の尊重の意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発	人権としてのリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	様々な機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	11月15日(火)～11月21日(月)に市役所で開催した「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」において、女性への性暴力等の防止についての意識啓発を行った。	B	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの認知度向上のため、様々な手段や機会により、市民に対して周知を図る。	人権推進課
	マタニティキーホルダーの活用	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	母子手帳交付時にマタニティキーホルダーを全330人配布した(妊娠届出数)。	A	引き続き、事業の際に啓発に努める。	健康づくり課
	健康教育・性に関する指導の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身につけ、男女が互いに尊重しあう態度を育成する。	保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性に関する指導を行っている。さらに指導を充実させていくために、市教委では、研修会等の通知を配布し、参加を促している。	B	今後も発達段階に応じた指導を継続していくとともに、各校の取り組みや実践を共有していく。	学校教育課
女性特有の疾病予防	30代までの健康力アップ健診(女性)	健康診査を受ける機会のない女性(40歳未満)を対象に、自分の体について理解を深め、健康維持や生活習慣病の予防を推進する機会とする。	集団検診として、年15日間実施した。受診者数は332人であった。健診後、個別保健指導を2日間実施し10名が参加した。感染症対策を合わせて実施した。	B	引き続き、女性特有の疾患やライフスタイルに合わせた指導を実施し、受診しやすい事業の実施に努める。	健康づくり課
	各種がん検診	がんの早期発見、早期治療のために検診を実施し、がん死亡の減少を図り、QOLを推進する。	集団検診として、胃・肺・大腸・乳・子宮がんを同時に15日間実施した。個別健診を大腸がん6か月間、乳がん5か月間、子宮がん3か月間、前立腺がん6か月間実施した。延べ受診者数は10,552人であった。	B	引き続き、女性が受診しやすいよう配慮し、事業の際に啓発に努める。	健康づくり課
	啓発資料の作成、配布	がん罹患率が上昇している中、予防対策・早期発見の手段のために、啓発のためのパンフレットを作成し、配布を行う。	30代までの健康力アップ健診(女性)後の個別保健指導の際に、健康づくりのためのヒントなどを掲載したチラシ、パンフレットなどを配布した。	A	引き続き、事業の際に啓発に努める。	健康づくり課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

基本目標Ⅳ【あらゆる暴力の根絶】
 4-1 暴力の根絶のための意識啓発
 4-1-①意識啓発・広報の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力防止に向けた意識啓発・広報の充実	ドメスティック・バイオレンス、デートDVを防止するための啓発	シンフォニーや広報紙、パネル展などで、女性に対する暴力防止の啓発を進める。また、デートDVについて、PTAなどと連携した啓発事業を検討する。	男女共同参画情報紙「シンフォニー」にDVに関する相談窓口を掲載した。女性に対する暴力をなくす運動パネル展を11月15日(火)～11月21日(月)に市役所庁舎ホールで開催し、DV防止のための啓発を行った。パープルリボンキャンペーンを11月14日(月)～11月25日(金)に実施し、全ての市職員及び包括連携協定を提携している埼玉りそな銀行(北本支店)、武蔵野銀行(北本支店)、及び埼玉信用金庫(北本支店)の3つの金融機関並びに郵便局(北本支店)の職員に対して名札にパープルリボンを貼付するよう依頼するとともに、市役所庁舎、前記の金融機関及び今年度より、新たに市内協力事業所である北本総合公園(株式会社矢口造園)及び株式会社ケアステップにおいてパープルライトアップを行い、DV防止のための啓発を行った。成人式の出席者に対して、DV防止を啓発するチラシ等を配布した。	A	DVを防止する啓発活動の実施に向けた検討を進める。パープルライトアップについては、協力事業所数の拡大を図る。	人権推進課
各種ハラスメントの防止	各種ハラスメント防止に向けた啓発	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	(再掲 2-1-②)		(再掲 2-1-②)	総務課
【再掲】	各種ハラスメント防止に向けた啓発	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	(再掲 2-1-②)		(再掲 2-1-②)	産業観光課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

—…新型コロナウイルスの影響により中止

4-1-②地域における暴力防止対策の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
地域における暴力防止対策の推進	自治会、市民団体等への啓発	自治会、農業委員会、商工会、人権擁護委員、民生委員・児童委員、老人クラブなどの市内の団体や市内事業所などに向けて、暴力防止の啓発を行い、暴力を許さないという意識の浸透を図る。	パープルリボンキャンペーン及び女性に対する暴力をなくす運動等の活動を実施並びに市ホームページでの周知等により、全市民に向けて暴力を許さないという意識の浸透を図った。	C	団体によっては、暴力防止の啓発を十分に実施できていないため、関係各課と連携して市民団体等への啓発を行う。	人権推進課 関係各課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

4-2 相談体制の充実
4-2-①相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
総合相談窓口の充実	相談窓口の充実	DV被害者が適切な相談を受けることができるよう、庁内各課及び関係機関との連携を図る。	戸籍担当課、子育て支援担当課、高齢福祉担当課及び学校教育担当課等の庁内各課、並びに関係機関と連携して、DV被害者の支援相談等を行った。	A	関係各課及び機関とのさらなる連携を進めて窓口の充実を図る。また、庁内における窓口の役割分担等の効率化に向けた検討を行う。	人権推進課
	相談窓口の周知	さまざまな機会を通じて、相談窓口の周知を行うことで、早期の相談を促し、暴力被害が長期化し被害者が困難な状況に陥ることを防止する。	11月15日(火)～11月21日(月)に市役所庁舎ホールで開催した女性に対する暴力をなくす運動パネル展の会場、市役所の男女共同参画コーナー及びトイレに相談窓口に関するカードを配架し、周知を行った。また、市ホームページ及び広報きたもと1月号にあわせて全戸配布した男女共同参画情報紙「シンフォニー」に案内記事を掲載し、早期相談の促進のための周知を行った。	B	様々な手段や機会により、市民に対してさらなる周知を図る。	人権推進課
	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	家庭における児童の福祉について、市民や関係機関の相談に対応する。保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談に対応した。	B	適切な支援を行えるよう、関係課及び関係機関との連携を図る。	子育て支援課
	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	県配置のスクールカウンセラー、各中学校のさわやか相談員、市教育センターのカウンセラーによる相談を実施した。各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施した。スクールソーシャルワーカーを活用して相談を必要とする児童・生徒・保護者に対応を行った。その他、各学校では毎月1回、なかよしアンケート(小学校)及び学校生活アンケート(中学校)を実施した。	B	それぞれの状況に合わせ、アンケートや面談等で実態の把握したり、関係機関と連携を図ったりしながら、よりよい解決に努める。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

—…新型コロナウイルスの影響により中止

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
相談しやすい体制の整備	相談しやすい体制の整備	DV被害に対して、適切な助言を行う。	女性相談員による女性相談においては、相談者の状況に応じて適切な対応ができるよう、電話相談に加えてオンライン相談及びオンライン予約を可能としている。 人権擁護委員による人権相談を行い、相談しやすい体制の整備を行った。	A	相談を必要としている人が、本相談の機会を認知し相談を受けられるよう、引き続き周知を図る。女性相談については、令和3年度より電話相談に加え、インターネットによるオンライン予約及びオンライン相談を導入したため、サービスの周知を図る。	人権推進課
	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。	次の通り各相談業務を実施した。 ・市民相談(月～金曜日) 30件 ・消費生活相談(月～金曜日) 389件 ・法律相談(毎週水曜日・弁護士、毎月第1・3金曜日 司法書士) 296件 ・行政相談(第4水曜日) 2件 ・不動産相談(第2金曜日) 3件	B	市民からの相談に応じ、研修、情報収集に努め、変化する社会情勢に対応するべく職員及び消費生活相談員の対応能力の向上に努める。	市民課
	女性相談の実施	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による相談を36回実施した。相談は45件で、DVの相談件数は1件であった。	A	相談を必要としている人が、本相談の機会を認知し相談を受けられるよう、引き続き周知を図る。	人権推進課
	相談員の相談技術向上	相談員や相談担当職員を研修に派遣し、最新の情報に基づいた適切な相談を実施する。	担当職員が国や県主催の、DV被害者の相談対応に関する研修を受講した。	B	相談者の状況に応じて適切な対応ができるよう、研修の参加及び最新の情報収集等に努める。	人権推進課
	男性のDV被害者に向けた配慮の検討【新規】	男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用の利用時間帯や窓口、電話相談の設置など、検討を行う。	他自治体の設置状況等について情報収集を行い、検討を行った。	C	引き続き、男性のDV被害者が相談を利用しやすいよう、男性専用の窓口等の設置の検討を進める。また、既存の窓口においても相談は受付けているため、相談を必要としている男性のDV被害者が、相談の機会を認知し相談を受けられるよう、周知を進める。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

4-3 暴力被害者の保護・支援

4-3-①被害者の安全確保・緊急避難体制の確保

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
暴力被害者の緊急時安全確保と対応	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	警察署及び緊急一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保する。	緊急一時保護を行う際に、警察署及び一時保護施設との連携を図り、被害者の安全を確保した。	A	緊急時に十分な対応が常時可能となる人員体制の確保を行う。	人権推進課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	緊急一時保護等の被害者に対して、生活保護制度の適切な運用を図る。	関係機関と連携を図り、必要に応じて婦人相談センター入所者への生活保護を適用する(0件/年)。	B	引き続き関係機関と連携し事業を継続する。	共生福祉課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携し、相談に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課
	暴力被害者の緊急時安全確保と対応	DV被害者が同伴する子どもの安全の確保について、関係機関と連携を図り、適切に対応する。	相談者の心理状態に十分に配慮した。	B	今後も子どもの安全確保について、組織で対応することを教職員間で共通理解を図る。	学校教育課
	DV対策連携会議の充実	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、庁内各課の連携を図る。	DV対策連携会議は開催しなかったが、本会議を開催する際にはDV被害者への支援を十分にできるよう庁内各課との連携を随時図った。	B	DV対策連携担当者会議を随時開催して関係各課との情報共有を促進し、DV対策における庁内連携の強化を図る。	人権推進課
	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	保護者及び児童に不利益が生じないように、適時アセスメントを実施し、相談及び関係機関との連携に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課
被害者等の届出手続きに関する支援	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の、市役所での諸手続きが安全かつ迅速に行えるよう窓口と同行し支援する。	DV被害者が市役所での手続きを安全かつ迅速に行えるように、庁内各課の担当職員が各窓口と同行し支援した。	A	引き続き被害者の届出手続きが円滑に行えるよう取り組む。	人権推進課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	相談機関等の意見に基づき、住民基本台帳法上の支援措置を行った。	B	支援の延長・終了届が期限内に提出されないケースが多くあるため、再通知や電話連絡等を頻繁に行っており、その対応に苦慮している。今後、期限内での提出を行ってもらえるよう申請や延長時に重ねて説明するなど適切な対応を行っていく。	市民課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携し、相談に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心がける。	子育て支援課
	被害者等の届出手続きに関する支援	DV被害者の諸手続きを安全かつ迅速に行う。	諸手続きの迅速化と適切な情報管理を行うための対応マニュアルを担当課内に備え付け、受け入れ体制を整えた。	B	今後も子どもの安全の確保のために、関係機関との連携を慎重かつ適切に図る。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

4-3-②被害者の自立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
被害者の自立に関する支援の充実	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図り、必要に応じて同行支援を行い、被害者の早期の自立を目指す。	DV被害者の自立に向けて、関係機関との連携を図った。同行支援を必要とする案件はなかった。	A	被害者ごとに状況が異なるため、関係機関との連携をさらに強化し、支援体制をより一層整える。	人権推進課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、届出手続きを適切に行う。	相談機関等の意見に基づき、住民基本台帳法上の支援措置を行った。	B	被害者の意思を大事にしながら、支援措置の終了に向けて関係機関と連携しながら自立を目指していく。	市民課
	被害者の自立に関する支援の充実	DV被害者の自立に向けて、生活保護制度の適切な運用を図る。	関係機関と連携を図り、必要に応じてDV被害者への生活保護を適用する(0件/年)。	B	引き続き関係機関と連携し事業を継続する。	共生福祉課
	被害者の自立に関する支援の充実	手当の申請等の手続きを適切に行う。また、必要に応じてDV被害者が同伴する子どもの相談を行う。	保護者及び児童に不利益が生じないように、関係機関と連携を図り、対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心掛ける。	子育て支援課
	被害者の自立に関する支援の充実	保育所入所の相談、手続き等を適切に行う。	DV被害者が同伴する子どもにかかわる保育所入所の手続きについて、関係機関と連携を図り、迅速に対応した。	A	保護者及び児童の心理状況へ配慮した対応を心掛ける。	保育課
	被害者の自立に関する支援の充実	被害者が同伴する児童の就学等に速やかに対応するとともに、児童に対し学校と連携して適切な心のケアを行う。また、転校先や居住地等の情報の適切な管理を行い学校において安全確保に努める。	それぞれの状況に合わせ、関係機関との慎重かつ適切な連携をするとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校と連携した。	B	児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な心のケアを行い、関係各所と連携を図っていく。	学校教育課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

基本目標Ⅴ【男女共同参画の推進体制の強化】

5-1 計画の総合的な推進体制の充実

5-1-①庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
施策の立案や決定の過程における男女共同参画の推進	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	女性職員の管理職への登用を積極的に行った。 女性職員の主幹級昇格者は5名であった。	C	女性職員に対して昇格試験を受験するように促すほか、積極的に登用していく。	総務課
	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に合った職員配置を行う。また、職員の採用にあたって、性別にとらわれない職員採用を実現する。	職員の能力や適性を考慮した職員配置を推進した。また、職員採用にあたって、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。	B	引き続き性別にとらわれることなく、個人の能力や適性に合った職員配置を行う。また、職員採用にあたって、引き続き人物重視の選考を行う。	総務課（関係各課）
女性の研修機会の拡大	女性の研修機会の拡大	女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	自治人材開発センター等研修の参加者109人中女性職員は52人、北足立北部共同研修会の参加者28人中女性職員は10人、自主研修の参加者128人中女性職員は48人であった。	B	引き続き積極的に女性職員に対して研修を受講する機会を付与し、人材育成を図る。	総務課（関係各課）
	職員の能力開発の支援	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	政策形成能力が地方自治体職員にとって必要な能力であることを理解するとともに、政策形成能力を向上させるために必要な要素について、理解・習得する研修を実施した。参加者20人中女性職員は6人であった。	B	自治人材開発センターによる「女性職員のためのキャリアデザイン研修」等の女性のキャリアアップに関する研修を通して、女性職員の意識改革等に努める。	総務課（関係各課）
男性職員の家庭参画の促進	男性職員の育児休業・介護休業の取得促進	男性の育児休業・介護休業の取得促進のため、制度の周知を図る。	子どもが生まれた職員に対し、子育て支援ガイドブックを配布し、休暇制度等の周知を図った。出産又は育児等及び介護に係る男性職員の休暇等の取得状況は次のとおりであった。 ・育児休業取得者 5人 ・配偶者出産休暇取得者 3人 ・育児参加休暇取得者 0人 ・介護休暇取得者 0人	A	男性の育児休業取得や、介護休暇等の取得側隠のため、さらなる周知徹底を行う。	総務課
	部下や同僚等の育児、介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮できる職員の育成	子育て職員支援研修や、男性のための育児休業取得支援研修等を実施し、子育て等をしながら活躍できる職場風土を醸成する。	条例改正により、育児休業の取得回数制限の緩和等、配偶者のサポートが必要な時期（出生時や配偶者の職場復帰等）に合わせた育児休業の取得が可能とし、育児休業の取得促進に繋げることを行った。	A	改正条例の制度周知に加え、育児休業取得支援研修等を実施する等により、男性職員の家庭参画の促進に努める。	総務課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

…新型コロナウイルスの影響により中止

5-1-②庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	庁内の課長級職員で構成する男女共同参画推進委員会を3回、また書面会議を1回開催し、男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成及び第六次男女行動計画の策定等に関する審査等を実施した。	A	引き続き、男女共同参画推進委員会の開催及び日常業務を通じて、庁内で横断的な調整を図る。	人権推進課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。	新規採用職員を対象とし、男女共同参画研修を実施し、24人が受講した。	B	引き続き男女共同参画研修を実施する。	総務課
	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることができるよう研修を実施する。	2月8日(水)に県男女共同参画推進センターの職員を講師として派遣し、職員研修を実施した。	A	引き続き男女共同参画に関する職員研修を実施する。	人権推進課

5-1-③計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
PDCAサイクルに基づく計画の進行管理	男女共同参画審議会の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	3回会議を開催し、男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成及び第六次男女行動計画の策定等について意見を聴取した。	B	前年度の事業報告及び当年度の事業案等の審査、並びに第六次男女行動計画策定に向けて、審議会を開催する。	人権推進課
	男女共同参画の推進に関する年次報告書の作成・公表	事業の進捗状況を公表する。	第五次男女行動計画に係る事業の進捗状況等を「男女共同参画の推進に関する年次報告書」としてとりまとめ、市ホームページで公表した。	A	引き続き、男女共同参画審議会における審議を経て市ホームページで公開を行う。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

5-1-④調査研究・情報の収集と提供

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
男女共同参画に関する調査研究・情報の収集と提供	男女共同参画に関する情報収集・提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	国や県が発信する情報を随時収集し、最新情報の集積を図った。男女共同参画コーナーへの資料等の配架及び6月23日(木)～6月29日(水)まで開催した男女共同参画推進パネル展でのパネル等の掲示により、市民に対して情報提供を行った。	A	市民に対する情報提供をより一層効果的なものとするための方法等を検討する。	人権推進課

5-1-⑤国・県・市民・団体・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業の実施状況	評価	課題・今後の方針	担当課
市民・団体・事業者等との協働による男女共同参画の推進体制強化	市民、事業者等への男女共同参画に関する情報提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画コーナーへの資料等の配架及び6月23日(木)～6月29日(水)まで開催した男女共同参画推進パネル展でのパネル等の掲示により、市民に対して情報提供を行った。	A	市民等に対する情報提供をより一層効果的なものとするための方法等を検討する。	人権推進課
	国・県との連携	国・県との連携を深める。	県主催のパープルリボンタペストリーの制作に参加した。	B	様々な機会を通じて国及び県と連携を深め、推進体制を強化する。	人権推進課
	研修等への講師派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	2月8日(水)に県男女共同参画推進センターの職員を講師として派遣し、職員研修を実施した。	A	各団体に男女共同参画に関する研修の実施を促すとともに、講師の派遣が可能であることを周知する。	人権推進課
	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	令和4年度に男女共同参画推進者認証制度への改正を行った。	B	男女共同参画の推進に取り組む事業所及びLGBTQへの理解を推進する事業所を認証する制度に改定を行った。新制度について周知を行っていく。	人権推進課

【評価】

A…計画どおり達成

B…概ね達成

C…達成半ば

D…不十分

E…未実施

-…新型コロナウイルスの影響により中止

資 料

北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが

輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して

影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されること。

(7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点に配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画

(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第14条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第15条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第21条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第22条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事

業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
互いに人権を尊重し、責任を担い
性別にとらわれることなく
世代を超えて
多様な生き方を認め合い
家庭 学校 地域 職場で
自分らしく輝き
心豊かにいきいきと
暮らせるまち 北本市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日
北本市

令和 5 年度版
男女共同参画の推進に関する年次報告書
～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

令和 5 年（2023 年）〇月発行
【編集・発行】
北本市総務部人権推進課
〒364-8633 北本市本町 1-111
TEL 048-594-5506
FAX 048-592-5997
メール a02491@city.kitamoto.lg.jp